

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、2021(令和3)年2月に「第6期稚内市障がい福祉計画」及び「第2期稚内市障がい児福祉計画」を包含する形で「第5次稚内市障がい者基本計画」(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)を一体的に策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。このたび、これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、2024(令和6)年度からの新たな計画を策定することとしました。

本計画は、上位計画にあたる「第3次稚内市地域福祉計画」の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

また国際的には、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが採択されました。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念と、地域共生社会の考え方はともに目指すところは同じであり、SDGsの達成に取り組むことが「持続可能な地域」をつくることとつながると考えられます。

2 計画の位置付け

(1) 第6次稚内市障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)

「稚内市障がい者基本計画」は、障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、「国の障害者基本計画」及び「北海道障がい者基本計画」を基本として、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的に推進するために策定する、障がいのある人のための最も基本的な計画です。

(2) 第7期稚内市障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的に策定するもので、「北海道障がい福祉計画」と整合性を図り策定します。

各年度における「障がい者施策の数値目標」と「障害福祉サービス等の必要な見込量」、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などを記載します。

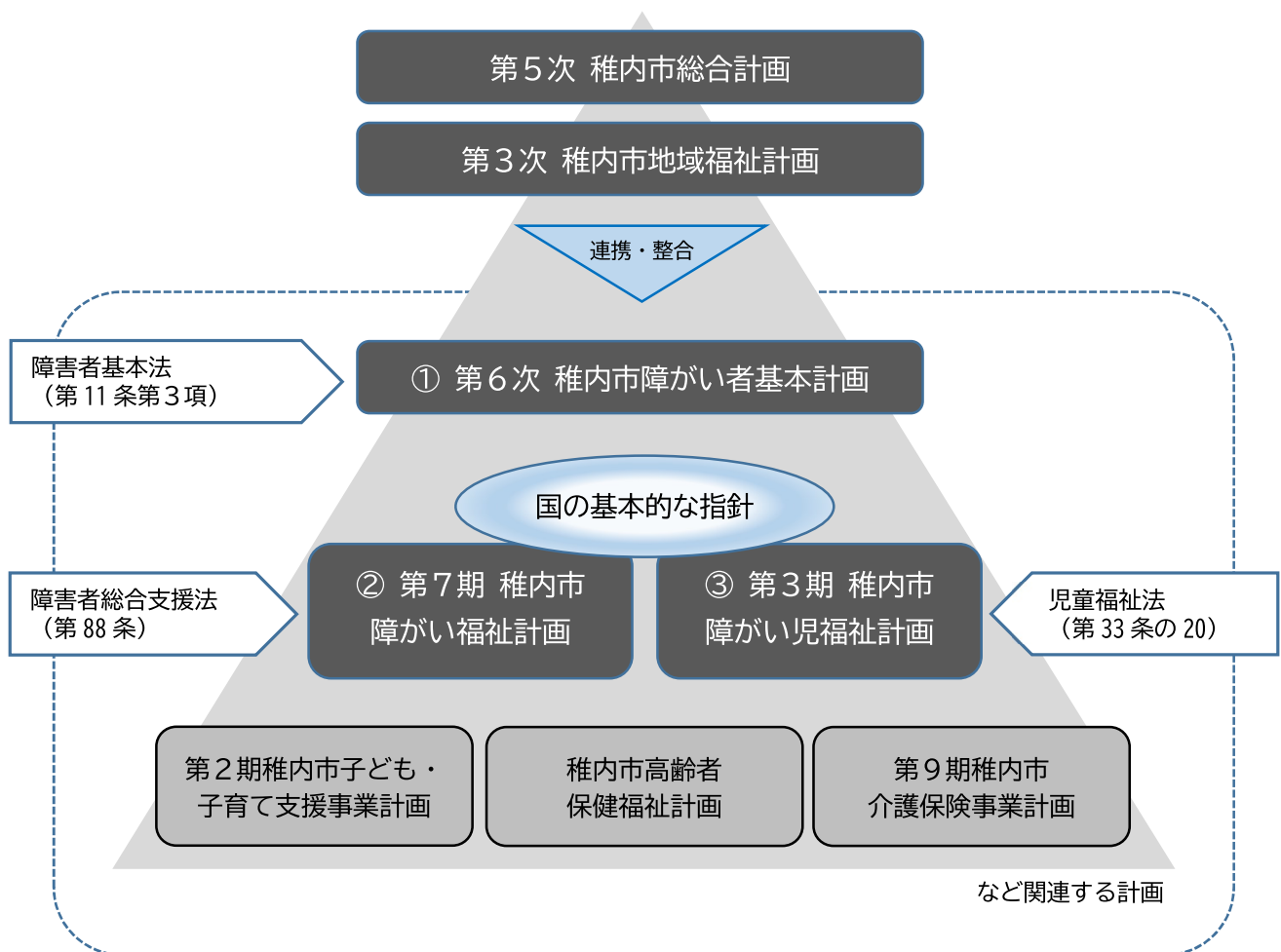
(3) 第3期稚内市障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)

障害児通所支援と、障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定するもので、各年度における「障がい児施策の数値目標」と「障害児通所支援等の必要な見込量」などを記載します。「北海道障がい児福祉計画」と整合性を図り策定します。

【策定の根拠及び計画内容】

| | ①市町村障害者計画 | ②市町村障害福祉計画 | ③市町村障害児福祉計画 |
|-----|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 根拠法 | 障害者基本法 第11条第3項 | 障害者総合支援法 第88条 | 児童福祉法 第33条の20 |
| 内容 | 障がい者施策の基本的方向性について定める計画 | 障害福祉サービス等の見込みと、その確保策を定める | 障害児通所支援等の提供体制と、その確保策を定める |

なお、3つの計画は根拠法が異なりますが、いずれも障がい福祉に関する計画であることから、一体的に策定することとし、「第5次稚内市総合計画」及び“～地域共生社会の実現に向けて～ 地域でつながり 誰もが安心できる 笑顔と感謝のある 支え合いのまち”を基本理念とした「第3次稚内市地域福祉計画」を上位計画として策定します。



3 計画の期間

計画期間は、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。

| 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2027(R9) | 2028(R10) | 2029(R11) |
|-------------|----------|----------|----------|--------------|----------|-----------|-----------|
| 第5次障がい者基本計画 | | | | ①第6次障がい者基本計画 | | | |
| 第6期障がい福祉計画 | | | | ②第7期障がい福祉計画 | | | |
| 第2期障がい児福祉計画 | | | | ③第3期障がい児福祉計画 | | | |
| (参考) | | | | | | | |
| 第2次地域福祉計画 | | | | 第3次地域福祉計画 | | | |

4 計画の策定体制

(1) 稚内市保健医療福祉審議会

本市における保健医療及び社会福祉に関する重要事項の調査及び審議を行う稚内市保健医療福祉審議会に第6次稚内市障がい者基本計画・第7期稚内市障がい福祉計画・第3期稚内市障がい児福祉計画について諮問し、答申をいただきました。

(2) 稚内市自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定により障がいのある人への支援の体制の整備を目的として設置された、市内の障がい者団体や相談支援事業者の職員等で構成された協議会でご意見等をいただきました。

(3) アンケート調査の実施

障がいのある方の生活状況や、発達・発育に不安のある子どもとその保護者の生活状況・施策ニーズを把握し、計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

実施期間：2023(令和5)年7月～2023(令和5)年8月

(4) 関係団体等との意見交換

障がいのある人の支援に積極的に取り組んでいる団体や事業所等とヒアリング形式で意見交換を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

第6次稚内市障がい者基本計画・第7期稚内市障がい福祉計画・第3期稚内市障がい児福祉計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を行いました。

意見募集の期間：2024(令和6)年〇月〇日～2024(令和6)年〇月〇日

5 計画策定に当たっての国・北海道の動向

第5次稚内市障がい者基本計画・第6期稚内市障がい福祉計画・第2期稚内市障がい児福祉計画策定以降の制度改正の動き、関連計画等は、以下のとおりです。

(1) 「社会福祉法」等の一部改正

(2020(令和2)年6月公布・2021(令和3)年4月施行)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(2020(令和2)年)法律第52号)により、社会福祉法等の一部が改正されました。

この改正では、生活課題を抱え福祉サービスを必要としている住民への包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援など、地域共生社会の実現を図るための新たな事業に関する規定の整備が行われています。

(2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定

(2022(令和4)年5月公布・施行)

すべての障がい者が、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、必要な情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができることが重要です。

この法律(2022(令和4)年法律第50号。通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)は、障がい者による情報の取得・利用と意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し共生する社会の実現することを目的として制定されました。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正

(2021(令和3)年6月公布・2024(令和6)年4月施行)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013(平成25)年法律第65号)の一部が改正されました。

この改正では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ「合理的な配慮」をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずるとした規定の整備が行われています。

(4) 「児童福祉法等」の一部改正

(2022(令和4)年6月公布・2024(令和6)年4月施行)

児童福祉法等の一部を改正する法律(2022(令和4)年法律第66号)により、児童福祉法等の一部が改正されました。

この改正では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれ

まで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に向けた規定の整備が行われています。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

(2022(令和4)年12月公布・2024(令和6)年4月施行)

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずるとしています。

(6) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正

(2022(令和4)年12月公布、2023(令和5)年4月施行・2024(令和6)年4月施行)

2023(令和5)年4月に事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化、精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長等を制定しています。

2024(令和6)年4月に週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例、障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等を制定しています。

(7) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正

(2022(令和4)年12月公布、2023(令和5)年4月施行・2024(令和6)年4月施行)

2023(令和5)年4月に精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることが明確化しています。

2024(令和6)年4月施行に地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備をしています。

(8) 「第5次障害者基本計画」の策定

(2023(令和5)年度～2027(令和9)年度)

障害者基本法第11条第1項に基づき、国が講じる障害者施策の最も基本的な計画です。

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることとしています。

(9)「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（仮称）」の策定 (2024(令和6)年度～2029(令和11)年度)

障害者基本法第11条第2項に基づき、北海道が策定する障害者施策の基本的な計画です。「北海道障がい者基本計画」、「北海道障がい福祉計画」を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として、2024(令和6)年度から2つの計画を統合した「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン（仮称）」としました。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての障がい者が安心して地域でくらす社会づくり」を目指すとしています。

● 「障害者週間」とは

2004(平成16)年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日（12月9日）」に代わるものとして、「障害者週間（毎年12月3日から12月9日の一週間）」が設定されました。

この期間を中心に、国や地方公共団体、関係団体では、様々な意識啓発に係る取組を展開しています。



● 「世界自閉症啓発デー」と「発達障害啓発週間」

国連総会（2007(平成19)年12月18日開催）において、カタル国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。

わが国でも、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織され、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動を行っています。

具体的には、毎年、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日を「発達障害啓発週間」として、シンポジウムの開催やランドマークのブルーライトアップ等の活動を行っています。



6 北海道障がい保健福祉圏域

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

このことから、北海道では、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に、21 の障がい保健福祉圏域を設定しています。

保健・福祉サービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「圏域」として設定されており、本市は「宗谷圏域」に位置付けられています。

